

仕 様 書

1 件名

SusHi Tech Tokyo2024 ショーケースプログラム・シティドレッシング実施運営業務委託

2 契約期間

契約確定の日の翌日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

東京ベイ eSGプロジェクト国際発信実行委員会（以下「本委員会」という。）が指定する場所

4 目的

東京都では、東京から持続可能な新しい価値を海外に発信するブランドとして“Sustainable High City Tech Tokyo = SusHi Tech Tokyo”を立ち上げ、令和6年4月から5月にかけてSusHi Tech Tokyo2024※1としてイベントを実施する。

本委員会では、SusHi Tech Tokyo2024を構成する1つのプログラム“ショーケースプログラム”の企画及び実施等に関する業務を担う。

イベント開催にあたって、会場周辺の来場者や関係者が利用するルートなどを統一的なデザインのフラッグやバナー等で効果的に装飾することで、イベントの認知と開催気運の醸成を図るとともに、都のプレゼンスを国内外に印象付けるためシティドレッシングを掲出する。

本業務では、令和5年7月28日契約の「東京ベイ eSG プロジェクト国際発信イベント広報計画実施業務委託」（以下「広報委託」という。）で指定する掲出場所を踏まえ、シティドレッシングの準備、一部実施業務を行うことを目的とする。

※1：SusHi Tech Tokyo2024

<https://www.sushi-tech-tokyo2024.metro.tokyo.lg.jp/>

5 通則

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、委託者の本委員会と詳細に協議を行い、委託者の承認を受けて、作業を進めるものとする。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、その都度、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。
- (3) 受託者は、本事業の実施にあたっては、「東京ベイ eSG プロジェクト」の主旨に鑑み、サステナビリティに配慮し、事業に伴い発生した廃棄物等は最大限リサイクルするなど、環境への負荷を最小限にしつつ、環境の改善に貢献するよう努めること。また、物品調達や電気の購入には東京都グリーン購入ガイド（令和5年度版）の基準を満たすこと。

6 支払方法

支払いは、全ての業務の履行を確認後、受託者からの適法な請求書に基づき、一括して行うこととする。

ただし、委託者との協議により、完了した業務について、分割して委託料を支払うことも可能とする。

7 委託内容

(1) 業務実施体制の整備

受託者は、契約締結後直ちに、委託業務を履行するために必要な人員を確保し、委託者及び関係機関等と協議の上、業務体制を整えること。

- ① 業務全体の責任者及び担当者を配置すること。責任者は、委託業務に関して委託者への連絡、報告及び相談等を綿密に行い、業務全体の円滑な進行を図ること。
- ② 業務にあたる担当者は、本仕様書に定める業務内容を十分に理解し、実施するために必要な経験、実績、知識及び能力を有する者であること。
- ③ 体制を変更する必要がある場合には、変更する1週間前に変更内容を記載した書面と代行する担当者を反映させた業務実施体制図をもって委託者に報告し、事前に承認を得ること。また、担当者の異動が発生する場合には、後任の担当者に対して、本業務に支障をきたさないよう、前任者が十分な業務の引継ぎを行うこと。

(2) 本委託における業務実施計画書の策定

受託者は、委託者と協議の上、下記①から③までの事項等を記載した業務実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

- ① 業務実施体制図
業務全体の統括責任者、各業務及び工程毎の責任者及び担当者、連絡窓口を明示すること。
- ② 業務実施工程表
業務を実施するための、業務実施工程表（以下「工程表」と言う。）を作成し、委託者の承認を得ること。
- ③ 設置物の設置作業基本計画書（作業概要）
 - ア 設置行程
 - イ 設置作業手順、設置方法
 - ウ 設置作業にあたっての仮設備
 - エ 安全管理計画（設置箇所毎の安全対策）
 - オ 作業記録写真撮影計画
 - カ 設置作業にあたって使用する主な機械

(3) 装飾物の製作

別紙1「製作物一覧」のとおり、装飾物を製作すること。

デザインデータについては、契約締結後、委託者が提供する。デザインについては、ポスター及びフラッグについて5種類程度を想定し、その他製作物については、別途

指定する。製作に当たっては、装飾物ごとに、試作品を製作し、委託者の確認を得た上で、必要な数量を製作すること。試作品については、1月末以降の日にちで、委託者が契約締結後示す期限までに作成することとし、校正回数は1回とする。

なお、製作前の段階において、掲出場所の状況により、装飾物のサイズ変更を行う必要が生じた場合、委託者と協議の上、製作すること。なお、保管料が発生する場合は、受託者の負担とすること。

(4) 取付具の製作

道路（都道 405 号、国道 20 号）における各設置箇所について、必要な取付具を製作すること。

ア 強度計算（構造計算）

各設置箇所について、受託者は装飾物の設置時の安全性をあらかじめ確認し、道路管理者への道路占用申請（都道 405 号及び国道 20 号のホテルニューオータニ周辺区間）の際にその安全性を証明する必要があるため（なお、本委託業務の中に道路占用申請の手続きは含まない。）、取付具及び装飾物を掲出した際の街路灯にかかる強度を算出すること。強度計算とは、装飾物及び取付具を街路灯に設置した際の風荷重について、街路灯ポール本体及びポールの基礎が耐えうるかを算出するためのものである。強度計算に基づき、必要な取付具を製作すること。

イ 取付具の仕様

フラットバー及び 32φパイプを用意すること。

なお、事前に各設置箇所において強度計算の上、取付具を製作し、道路管理者による了承を得ること（別紙 3 参照）。

また、上記の仕様では、物理的・技術的に設置できない場合、設置可能な取付具を検討し委託者に提案し、委託者の承認を得た上で、設置可能な取付具を製作すること。

ウ 数量

各 400 個程度

エ 委託者の確認

試作品を 2 個製作し、委託者の承認を得てから本製作を行うこと。試作品の校正は 1 回とし、校正を行った時点で委託者が修正を指示した箇所の修正が完了しなかった場合は、完了するまで受託者の責任校正とする。

なお、製作物の修正等に係る費用については、本契約の契約金額に含むこととする。

(5) 装飾物の検査

上記（3）、（4）において製作した装飾物、取付具について、デザイン、規格、数量等について、委託者の検査を得た上で別紙 1 記載の納品先に、発送すること。

(6) 装飾物の設置、保守点検（維持管理）等

上記（3）において製作した装飾物のうち、年度内に掲出する装飾物（別紙 2 参照）について、設置、保守点検（維持管理）を行うこと。保守点検の頻度について

は、施設等管理者による基準等に従って実施すること。装飾物の運搬、適正な保管及び設置に係る足場等の設置に係る費用も受託者の負担とする。

① 設置時の安全管理及び安全点検

- ア 設置にあたっては適切な人員を確保するとともに、作業が安全に進むよう、装飾物の設置場所の施設又は道路等管理者（以下「施設等管理者」という。）の指示に従い、作業時の安全対策、労働災害防止に必要な措置を講ずること。火気を使用する場合には取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど火災防止措置を講ずること。
- イ 作業実施の際には、施設等管理者からの指示を遵守し、短時間であっても必ず周囲との間に区画の区別を行い、作業範囲を明確にするとともに、作業に関わらない第三者の侵入を防止すること。
- ウ 作業現場を常に整理整頓するとともに、危険箇所を発見した場合は、点検等を実施して作業を行うこと。
- エ 作業計画を十分に検討し、各段階における現場作業等を安全かつ適切に進めること。関係法令等遵守のもと、安全管理を常に徹底し、労働災害・第三者災害等の未然防止に最大限務めること。
- オ 設置した足場等は常に安全に使用できるよう、点検を徹底し、維持管理に努めること。
- カ 設置の作業に必要な電灯等の諸設備は、故障や危険等が生じないように常に整備し、安全上の点検を行うこと。

② 施設等管理者との協議等に関すること

- ア 施設等管理者との協議のもと、養生が必要な場合は、適切な養生を実施し作業を行うこと。作業に伴う養生範囲や施工時間等については、施設等管理者等と協議の上で決定するものとする。作業に当たっては、安全管理を常時徹底すること。
- イ 作業時等に、施設等管理者から、指示、指導又はクレーム等があった場合は、速やかに委託者に報告し、指示等があった日時、場所及び内容について委託者に速やかに報告の上、対応を協議し、委託者の指示に従うこと。また、これらの記録を残すこと。なお、受託者は設置にあたり、施工作業者を施設等管理者が指定している場合は、指定業者と協力し、円滑に作業を実施すること。
- ウ 現場作業に先立ち、作業着手前の現場状況について写真等による詳細に記録しておくこと。設置及び設置完了後の状況記録写真を適切に記録し、整理すること。
- エ 作業終了後は、委託者へ作業終了報告（報告内容及び様式は受託者が作成し、事前に委託者の承認を得ること。）により、作業完了箇所、課題（苦情等）を速やかに委託者が指定する連絡先へメールで報告すること。

(7) 装飾物の保管

製作した装飾物のうち、別紙1で「都庁納品」としているもの及び(4)で製作した取付具について、受託者による納品の確認を受けたのち、3月末まで倉庫等におい

て保管すること。

8 打合せ等

受託者は、委託者の求めに応じ、適宜、報告、連絡及び打合せを行うこと。

9 成果物

受託者は、以下に定める成果物について、対応する納品書とともに、委託者にそれぞれの納入時期までに提出すること。下記1, 4については書面でも5部納品することとし、各成果物をA4両面カラー印刷することを原則とする。ただし、工程表等A4サイズでの出力に適さない書類については、この限りではない。

なお、実績報告書については、納入時期の2週間前までに委託者からの確認を受け、修正の上提出すること。

項番	納入物品	納入媒体	納入時期等	納入先
1	業務実施計画書	電子及び書面	受託後1週間以内	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会 (東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課内)
2	装飾物 (別紙1項番1から26)	物品	令和6年3月31日	別紙1参照
3	取付具	物品	令和6年3月31日	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会 (東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課内)
4	実績報告書	電子及び書面	令和6年3月31日	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会 (東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課内)

※上記納入時期に係らず、委託者が報告を求めた場合は対応できるようにすること。

(1) 電子データの提出は以下によること。

委託者の端末 (OS: Windows) で表示可能なものとする。電子データは、文章については、ワープロソフト (Microsoft 社 Word シリーズ)、プレゼンテーション等については、スライドソフト (Microsoft 社 PowerPoint シリーズ)、計算表等については、表計算ソフト (Microsoft 社 Excel シリーズ) で編集可能な形式とすることを基本とする。また、CAD データについては、フリーCAD ソフト (Jw_cad) により編集可能な形式とすることを基本とする。格納媒体は USB メモリー等とし、ファイル名に委託年度及び委託件名等を記載すること。ファイル名はその内容を示す分かりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。

(2) 成果品の納入後、内容に不備等があった場合は、速やかに受託者の負担で修正等行うこと。

10 機密の保持

(1) 受託者は、本業務で得られたデータ等を目的外に使用してはならない。

(2) 受託者は、本業務で得た画像等の使用、保存処分等にあたっては、細心の注意をもってあたり、絶対に外部に漏洩することのないよう、秘密の保持に万全を期すこと。

(3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(4) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人 (秘密情報を知得後退職した者も含む。) に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。

(5) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。

(6) 委託者は、受託者が秘密保持に関する義務違反又は義務を怠った場合、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。

11 個人情報の取り扱い

(1) 受託者は、本業務により得られたデータ・情報等について、本件の目的以外に使用してはならない。また、本業務により得られたデータ・情報等の使用・保存には、細心の注意を持ってあたり、外部に漏えいすることのないよう万全の対策・体制を講じ、処分等については委託者と協議の上行うこととする。

(2) 電子情報の取扱いに関して、受託者は、委託者と協議の上で「東京都サイバーセキュリティ基本方針 (令和 5 年 11 月 1 日施行)」、「東京都サイバーセキュリティ対策基準」と同様の水準で情報セキュリティを確保すること。「東京都サイバーセキュリティ対策基準」は、契約後速やかに送付する。なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより、委託者が被害を受けた場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は委

託者が実際に被った損害額とする。

12 著作権等の知的財産権の取り扱い

- (1) 本委託において作成した全ての成果物において、その著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の承諾なしに、本委託による成果物を、ほかに公表、貸与又は使用してはならない。受託者は、成果物の作成等に当たり映像、文献等を引用・使用する際には、著作権の使用許諾等に関し、受託者の責任と費用において、必要な処理を行わなければならない。

本件委託においては、著作権、意匠権、知的財産権、肖像権等について処理済の素材を使用すること。また、著作物一覧（著作権者情報含む）を作成すること。

- (2) その他、著作権等に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

13 一括再委託の禁止

受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

14 再委託先の選定

受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するにあたっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下「協力会社」という。）が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

受託者は、協力会社が委託者の競争入札参加有資格者でない場合、委託者の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないことを確認すること。

なお、協力会社の選定に係る経緯について説明を求められた際は、経緯を説明する書類を委託者に提出すること。

15 環境により良い自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素化合物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出すること。

16 その他留意事項

- (1) 契約金額には、本仕様書に特に定めのある場合を除き、本委託の履行に必要な一切の経費を含むものとする。
- (2) 受託者は、本委託の履行に際し、本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議するものとする。
- (3) 受託者は、委託業務完了後に委託完了届を提出すること。
- (4) 受託者は、無理のないスケジュールを立案の上、適切な進行管理を行い、業務を確実に執行すること。
- (5) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、本仕様書の定めのほか、関係法令、条例、規則等に従い、誠実に受託業務を処理すること。
- (6) 本業務履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。この契約終了後も同様とする。
- (7) 印刷物を作成する場合は、別紙4「印刷物に関する注意事項」によること。

17 担当

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会
(東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課内)
メール tokyobayesg2024@gmail.com